

入所サービス 利用料金表 [加算型 / 負担割合 1 割]

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金

※以下の基本料金（①施設サービス費、②加算項目）については、項目ごとに地域加算＜6級地＞を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

※『新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価』として、令和3年9月末まで基本料金に0.1%を乗じた金額をご負担いただきます。

① 施設サービス費（日額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I - iii 《多床室》	809 円	858 円	922 円	974 円	1,030 円
I - i 《個室》	733 円	779 円	843 円	897 円	949 円

② 加算項目（ にチェックがついている項目が加算されます）

	項 目	金 額	詳 細
<input checked="" type="checkbox"/>	初期加算	30 円/日	入所日から 30 日間
<input checked="" type="checkbox"/>	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜間の職員配置が基準以上の場合
<input checked="" type="checkbox"/>	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	34 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が基準値(40)以上の場合
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（I）	22 円/日	介護職員のうち介護福祉士が 80%以上、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算（I）	（1）の基本料金の合計額に対し、3.9%を乗じた金額	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算（I）	（1）の基本料金の合計額に対し、2.1%を乗じた金額	
<input checked="" type="checkbox"/>	安全対策体制加算	20 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 ※入所時 1 回のみ
<input type="checkbox"/>	科学的介護推進加算（II）	61 円/月	入所者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況や服薬等の情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、必要に応じてサービス計画を見直すなど必要な情報を活用している場合
<input type="checkbox"/>	自立支援促進加算	308 円/月	医師が自立支援のための医学的評価を入所時に実施し、各職種が共同して支援計画を作成し 3 か月ごとに計画の見直しをしている場合、且つ医学的評価の結果を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、自立支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
<input type="checkbox"/>	短期集中リハビリテーション実施加算	246 円/回	入所日より 3 か月間集中的なリハビリを行った場合
<input type="checkbox"/>	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	246 円/回	認知症の入所者に対し、入所日より 3 か月間集中的なリハビリを行った場合 ※週 3 回上限
<input checked="" type="checkbox"/>	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 円/月	リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合で、リハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、リハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合
<input type="checkbox"/>	療養食加算	6 円/食	疾病治療の直接手段として医師の処方箋に基づく治療食を提供した場合

経口移行加算	28 円/日	経管栄養を実施している入所者に対し、経口移行計画を作成してその計画に基づいた支援が行われている場合 ※180 日間上限(医師の指示があれば延長可)
経口維持加算 (I)	410 円/月	摂食機能障害を有する入所者に対し、各職種が共同して当該入所者の食事の観察及び会議等を行って経口維持計画を作成し、管理栄養士が食事の管理を実施した場合
経口維持加算 (II)	102 円/月	上記(I)を算定し、継続的な経口摂取の支援のために当該入所者の食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合
口腔衛生管理加算 (I)	92 円/月	歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上実施していること、口腔ケアについて介護職員に対し具体的な助言及び指導を行っていること、口腔に関する介護職員からの相談に応じていること等の条件を満たした場合
口腔衛生管理加算 (II)	112 円/月	上記(I)に加え口腔衛生等の管理に係る計画内容等を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、口腔衛生等の管理に必要な情報を活用している場合
再入所時栄養連携加算	205 円/回	医療機関へ一時的に入院し経管栄養や嚥下調整食等を導入した場合に、再入所時に施設の管理栄養士と入院先の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合
緊急時施設療養費	531 円/日	入所者が重篤な病状となり救命救急医療が必要となった場合 ※月 1 回、連続する 3 日間上限
所定疾患施設療養費 (I)	245 円/日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎の診断を受け、施設内で治療を実施した場合 ※月 1 回、連続する 7 日間上限
所定疾患施設療養費 (II)	492 円/日	医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講しており、上記(I)の診断を近隣医療機関と連携して実施し、施設内で治療を実施した場合 ※月 1 回、連続する 10 日間上限
排せつ支援加算 (I)	10 円/月	排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みを医師又は看護師が入所時に評価するとともに、6 カ月に 1 度再評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて、排泄支援に当たり情報等を活用していること、各職種が共同して排せつ支援計画を作成、3 カ月ごとに見直しをしている場合
排せつ支援加算 (II)	15 円/月	上記(I)を満たし、排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつの使用がなくなっている場合
排せつ支援加算 (III)	20 円/月	上記(I)を満たし、排尿・排便の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない且つおむつの使用がなくなっている場合
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円/月	入所者ごとに褥瘡の発生リスクについて入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 カ月ごとに再評価を行ってその評価結果を厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けて、褥瘡管理の実施に当たり当該情報等を活用していること、褥瘡発生リスクの高い入所者に対して各職種が共同して褥瘡ケア計画を作成、3 カ月ごとに見直しをしている場合
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 円/月	上記(I)を満たし、入所時評価で褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合
若年性認知症受入加算	123 円/日	若年性認知症の診断を受けた入所者に個別のニーズに応じたサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	205 円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急入所が適当と医師が判断した場合
認知症情報提供加算	359 円/日	認知症の疑いがあると医師が判断し、認知症疾患医療センター等に紹介した場合
地域連携診療計画情報提供加算	308 円/回	入院先の医療機関で地域連携パスを作成している場合に、当該医療機関が作成した診療計画に則って治療を実施した記録を文書で退院翌月までに当該医療機関に提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I)	102 円/回	医師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講し、入所後 1 カ月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることを説明し合意を得ていること、入所中に服用薬剤の変更を行った場合に退所時または退所後 1 カ月以内にかかりつけ医へ情報提供を行う場合

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	246 円／回	上記(Ⅰ)を満たし、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて、処方に応じて薬剤療法に必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	102 円／回	上記(Ⅰ)と(Ⅱ)を満たし、6 種類以上の処方を受けている場合に、入所中にかかりつけ医と共同し、総合的に評価・調整して 1 種類以上の減薬がある場合、且つ入所時と比較し退所時に 1 種類以上の減薬がある場合
外泊時費用	371 円／日	居宅における外泊を認めた場合(外泊初日及び最終日を除く) ※月 6 日間上限
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	821 円／日	退所が見込まれる場合に、当施設の在宅サービスを利用した外泊を認めた場合(外泊初日及び最終日を除く) ※月 6 日間上限
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	462 円／回	入所予定 30 日前から入所後 7 日以内に退所を目的とした施設サービス計画策定のために自宅を訪問した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	492 円／回	上記(Ⅰ)に加え、生活機能の具体的な改善目標と退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	616 円／回	入所予定 30 日以内または入所後 30 日以内に居宅介護支援事業所と連携して、退所後の在宅サービス等の利用方針を決定し、且つ在宅サービスを利用する場合に、希望する居宅介護支援事業所に診療状況を示す文書を添え、連携して退所後の在宅サービス等の利用に関する調整を行う場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	410 円／回	退所後在宅サービスを利用する場合に、希望する居宅介護支援事業所に診療状況を示す文書を添え、連携して退所後の在宅サービス等の利用に関する調整を行う場合
試行的退所時指導加算	410 円／回	退所が見込まれる入所者を試行的に退所させる場合に、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	513 円／回	退所後の主治医または他の社会福祉施設に対し診療情報を文書で提供した場合
訪問看護指示加算	308 円／回	訪問看護が必要であると医師が認め、退所時に当該事業所に訪問看護指示書を交付した場合

(2) その他の料金

③ 居住費／食費

※居住費と食費については、世帯の所得や預貯金額に応じて減額される場合があります。詳しくはお住まいの市区町村へお尋ねください。

負担区分	居住費：多床室	居住費：個室	食費
	日 額		
第 4 段階	550 円	1,640 円	1,750 円
第 3 段階	370 円	1,310 円	650 円
第 2 段階	370 円	490 円	390 円
第 1 段階	0 円	490 円	300 円

④ その他の費用 ※印は該当時のみ請求

項 目	金 額	詳 細
教養娯楽費	200 円／日	レクリエーションで使用する材料費等
※理美容代	2,200 円／回	カットのみ
※電気使用料	44 円(税込)／点	ワット数の高い電化製品を使用した場合
※特別室料	2,200 円(税込)／日	該当する療養室を使用した場合
※個室料	1,100 円(税込)／日	
※2 人室料	550 円(税込)／日	
※文書料	5,500 円(税込)／通	各種保険や障害年金用診断書を記載した場合
※インフルエンザ予防接種	実 費	

日用品は外部業者からのレンタルとなります(税込 253 円／日)。詳しくは別紙【入所セットのご案内】をご参照ください。